

4月 修立公民館だより

[第306号]

令和6年4月1日
修立地区公民館
TEL 26-5914
FAX 26-5918

http://chiiki.city.tottori.tottori.jp/shuritsu-1
mail:cc-shuritsu@it.city.tottori.tottori.jp



(HP)

★健康相談 4月はありません。



ひだまりコーナー その24

吉田璋也氏の生き様 その①



吉田璋也氏について調べ始めたころ、こんな記事に出会い、大変驚きました。

「鳥取の観光名所と言えば鳥取砂丘・仁風閣・鳥取城跡・湖山池等が挙げられます。これらの名所が破壊されず今日の姿を留めているのは、吉田璋也氏が設立した鳥取文化財協会の活動の賜物であったことを知る人は今となっては、少ないでしょう。」
(吉田璋也の世界 19: 木谷清人 2014.9.26 日本海新聞より転載)

鳥取県 HP より転載

「へーえ、そうなの!? 鳥取民藝の父と称される吉田璋也氏が、鳥取砂丘などの保存活動にも関わっていたとは…! でも、もし関わっていなければどうなっていたの…?」などと次々疑問が頭をめぐり、吉田氏への興味がメラメラと湧き上がってきました。

明治 31 (1898) 年	0 歳	父久治 (医師) 母伴代の長男として生まれ、一郎と命名。
明治 37 (1904) 年	6 歳	鳥取市立修立尋常小学校入学
明治 43 (1910) 年	12 歳	県立鳥取中学校 (現鳥取西高) 入学。
明治 45 (1912) 年	14 歳	中 3 級友 7 人で回覧誌「星」を刊行。
大正 6 (1917) 年	19 歳	新設された新潟医学専門学校に入学。
大正 9 (1920) 年	22 歳	雑誌「アダム」刊行 (表紙: 岸田劉生他) 千葉県我孫子の柳宗悦を訪ねる。
大正 12 (1923) 年	25 歳	「一郎」を「璋也」に改名。
昭和 4 (1929) 年	31 歳	奈良福地院町に転居。柳宗悦・志賀直哉・河井寛次郎等と交友。谷崎潤一郎来訪。

そこでまずは、吉田氏 30 歳頃までの年譜を手掛かりに、幾つかのエピソードを交えながら、氏の生き様に迫りたいと思います。

<エピソード 1>

幼少期については、インタビューに応じて自ら次のように語っています。

令和6年度の修立地区公民館について館長 豊福 聡
いよいよ、令和6年度がスタートします。今年度、職員みんなで声をそろえて言い続けようと約束している言葉があります。それは、

「参画」と「声かけ」で 地域に広げる みんなの笑顔

です。「なんだー。毎年同じじゃあないか。」とお気づきの方がいらっしゃったら、大変ありがたいことです。

そうなんです。ここ3年間、この合言葉を使い続けています。それは、一昨年より昨年、昨年より今年と、もっともっと修立地区を「笑顔あふれる住み心地のよい地域」にしていきたいからです。

どうぞ地域の皆様、今年度も修立地区公民館を変わらず御愛顧いただきたくお願いいたします。



春の全国交通安全運動

<期間>

令和6年4月6日(土)～4月15日(月)

<スローガン>

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

<重点>

1. こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
2. 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
3. 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

子どものときから絵とか音楽には関心をもっていったようです。まだ、学校に上がる前から自分では描かないながらも絵を見るのが好きでしたね。小学校のころ鼓笛隊に入ったり、中学では文学少年の集団に入ったりしました。

また、中学3年の頃「今町にあった演劇場『大黒座』で活動写真を見て、周囲構わず涙を流して大声で泣いた。」という逸話も残っています。やはり氏の感性は、学齢期にしっかり養われていたのでしょう。

<エピソード 2>

大正12年には「一郎」から「璋也」に改名しています。この件についていろいろ調べてみましたが、それらしい記述は発見できませんでした。吉田氏はなぜ改名したのでしょうか?そして、なぜ「璋也」だったのでしょうか?どなたかご存じありませんか?

<エピソード 3>

昭和4年、奈良に転居してからは、柳氏をはじめとして志賀氏・河井氏・谷崎氏など当時の超ビッグネームとの交流がどんどん広がっていきます。この時若干30歳。すでに、日本の文化芸術の重要発信源のひとつになっていたのではないかと思います。

*参考引用文献:「吉田璋也 民芸のプロデューサー」H10 鳥取民藝協会編
「吉田璋也と鳥取県の手仕事」H2 牧野和春著

日	曜日	行 事	グループ・サークル
1	月		加藤式呼吸法 楠会
2	火	修老連	大正琴
3	水	健推	朗唱の会 双葉会 英会話 栗谷会
4	木		しゃんしゃん体操
5	金	民児協定例会 自治連	楠会 民踊はまなす 山の手コーラス
6	土	事務室閉室 まちづくり社協	藍遊会 アミーゴ
7	日		吉1 姫柿愛好会
8	月		加藤式呼吸法 双葉会
9	火	修立小・東中入学式	医療生協 大正琴
10	水	まちづくり役員会	朗唱の会 双葉会 栗谷会 英会話
11	木		
12	金		民踊はまなす 山の手コーラス
13	土	あんどん撤収作業	すずらん アミーゴ
14	日		修立書道
15	月		加藤式呼吸法 双葉会
16	火		大正琴
17	水		朗唱の会 双葉会 栗谷会 英会話 のぎく
18	木		しゃんしゃん体操
19	金	自治連総会	山の手コーラス 民踊はまなす
20	土	事務室閉室	アミーゴ
21	日	まちづくり協議会総会	
22	月		加藤式呼吸法 双葉会
23	火		大正琴
24	水		朗唱の会 双葉会 栗谷会 英会話
25	木		しゃんしゃん体操
26	金		民踊はまなす 山の手コーラス
27	土	女性の会総会 体育会総会	アミーゴ
28	日	社協総会	修立書道
29	月	昭和の日	
30	火		

※日程は変更になる事があります。ご了承ください。

裏面もご覧ください。

まちづくり協議会主催

天神川あんどん桜まつり

令和6年3月17日(日)から4月12日(金)まで
(あんどん設置期間)



★イベントの紹介★

「第4回フォトコンテスト」&「第3回自由律俳句コンテスト」の案内チラシは、は全戸配布します。

「謎解きクイズラリー」の解答用紙は修立小学校や各園に配布しています。また、各家庭にも回覧でご案内しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

第4回フォトコンテスト(修立地区在住者)

募集期間：3/23(土)～4/12(金)

テーマ：「修立地区の素敵な桜」

応募方法：A4以下のサイズにプリント
(一人1点まで)

応募先：修立地区公民館(26-5914)



第3回自由律俳句コンテスト(修立地区在住者)

募集期間：4/1(月)～4/26(金)

テーマ：天神川あんどん桜まつりにちなんだもの

応募先：修立地区公民館(26-5914)

なぞときクイズラリー(小学生以下対象)

応募〆切：4月26日(金)まで

<クイズラリーのやり方>

- クイズの書かれている7つのあんどんを見つけよう！
 - 7つの答えをなるべくかえて正解のキーワードをあてよう！
 - 解答用紙に答えと名前を書いて修立地区公民館へもって行き、正解すると良いことがあるよ！
- 応募先：修立地区公民館(26-5914)



事業の様子

2月16日(金)ワイン講座

久しぶりのワイン講座でみなさん大盛り上がりでした。数種類のワインと美味しい料理を堪能しました。



3月8日(金)ウイナー教室

毎年恒例のウイナー教室。平口さんとの楽しい会話で、みなさんも笑顔いっぱいのウイナー作りでした。



3月9日(土)こどもと大人の将棋教室 将棋大会

1月から始まった将棋大会の結果です。みんな真剣なまなざしで、本気で勝負にこだわって対戦していました。



【小学生の部】

- 1位 平山 温士
- 2位 山本 紘
- 3位 滝川 陽太

【中学生の部】

- 1位 松岡 和也
- 2位 田尻 実佐子

【大人の部】

- 1位 松軒 浩史
- 2位 中嶋 洋介



公民館の利用料が「運営協力金」に代わります。

4月から、鳥取市公民館条例が改正されました。これまでより、公民館の利用の幅が広がります。

<大きな変更点>

- ① 地域住民の利用に加え、民間企業なども公民館を利用できるようになります。
- ② 民間企業等が営利目的で使用する場合に限り、市の条例で定める使用料を支払う(市に直接納入)ことになります。

新しい制度にともない、これまで修立地区公民館を使用する際にいただいていた利用料(下の表の「現行」欄参照)の規定は、廃止されることになりました。

このため、利用料の廃止に伴う減収により、公民館施設・事業の運営に支障をきたすことがないように、市はもとより各町内会や地域活動団体および教室・サークル等の関係者とも協議してまいりました。その結果、修立地区公民館では下表のとおり、新たに「運営協力金」の制度を令和6年4月1日より導入することといたしました。

利用者・団体区分	新(運営協力金)	現行(利用料)	備考
地域活動団体	0円/回	0円	修立地区各種団体(自治連、社協、交安協、交対協、民生、自主防、体育、人権、老ク、女性、食育、健推、エコ、青サボ、子連等)
町内会	0円/回	300円～500円/回 3千円～5千円/年	町内会、子供会等 3町内会年払い
教室・サークル等	300円から 500円/回	300円～500円/回	公民館で活動する教室・サークル等
民間事業者等の営利活動	使用料：有料 (市条例規則)	貸出不可	新条例によって利用制限を緩和し、公民館での営利活動等を可能とする

*運営協力金は、施設維持管理、環境整備、利用者へのサービス向上等に活用。

教室・サークルの皆様には、これまでと同じ金額でご利用いただけます。また、町内会等で利用される場合はすべて無料になりますので、これまで以上に公民館が使いやすくなります。

修立地区公民館は、修立地区の皆様のご理解ご協力とご支援で成り立っています。
今後とも、ますます修立地区公民館をご愛顧いただきますようお願いいたします。